

第8節 ICT国際戦略の推進

1 概要

1 これまでの取組

総務省では、政府全体のインフラ海外展開戦略である「インフラシステム海外展開戦略2025」(令和2年12月10日経協インフラ戦略会議決定)や総務省で策定した「総務省海外展開行動計画2025」(令和4年7月21日総務省策定)に基づき、ICTインフラシステムの海外展開について、案件発掘、案件提案、案件形成などの展開ステージに合わせ、人材育成・メンテナンス・ファイナンスなどを含めたトータルな企業支援を通じて精力的に取り組んできた。

また、米国をはじめとした二国間での政策対話やG7、G20などの多国間での場を活用し、国際ルール形成に向けたデジタル経済に関する議論や国際的なルール形成に関する議論などに積極的に関与し、国際的な枠組み作り貢献してきた。

さらに、光海底ケーブルや5Gネットワークなどのデジタルインフラが国民生活や経済活動を支える基幹的なインフラとなるなかで、経済安全保障の観点からも、国際連携などを通じ、それらの安全性・信頼性の確保等に取り組んできた。

2 今後の課題と方向性

新型コロナウイルス感染症の世界的流行を契機として社会・経済のデジタル化が加速しており、通信ネットワークの整備・高度化や課題解決に効果的なデジタルソリューションへのニーズが増大している。また、経済安全保障に関する議論が活発化するなかで質の高いインフラの重要性がクローズアップされている。こうした中、二国間、多国間での枠組を活用し、我が国の有する質の高いインフラを海外に展開することは、各国の社会課題のみならず、気候変動等の世界的な課題の解決に寄与し、更にはSDGsの実現に貢献するものである。また、我が国のデジタル技術の普及、開発の土壌の整備により国際競争力を高めてプレゼンスを示していくことは、我が国の経済の発展のためにも重要である。

このような状況の下、総務省では、我が国のデジタル技術の国際競争力強化及び世界の社会課題解決の推進を目的に、国際協調などを通じて、デジタル分野などの海外展開、国際的な枠組み作りなどの活動を行っていくこととしている。特に、海外展開については、「総務省海外展開行動計画2025」の推進の一環として、5G・光海底ケーブルなどのICTインフラシステムに加え、医療・農業分野などにおけるワンストップのICTソリューションの展開に重点をおくこととしており、我が国の技術と経験を活用しながら世界の経済発展と社会課題解決に貢献していくことが必要である。また、デジタル分野における国際的なルール形成を先導していくため、国際会議などの場を活用し、国際的議論に積極的に参画していくことが重要である。

2 デジタルインフラなどの海外展開

社会・経済のデジタル化が進む中で通信インフラ・サービスへのニーズが世界的に増大していることを踏まえ、総務省では、我が国のデジタル産業の国際競争力強化及びデジタル技術を活用した

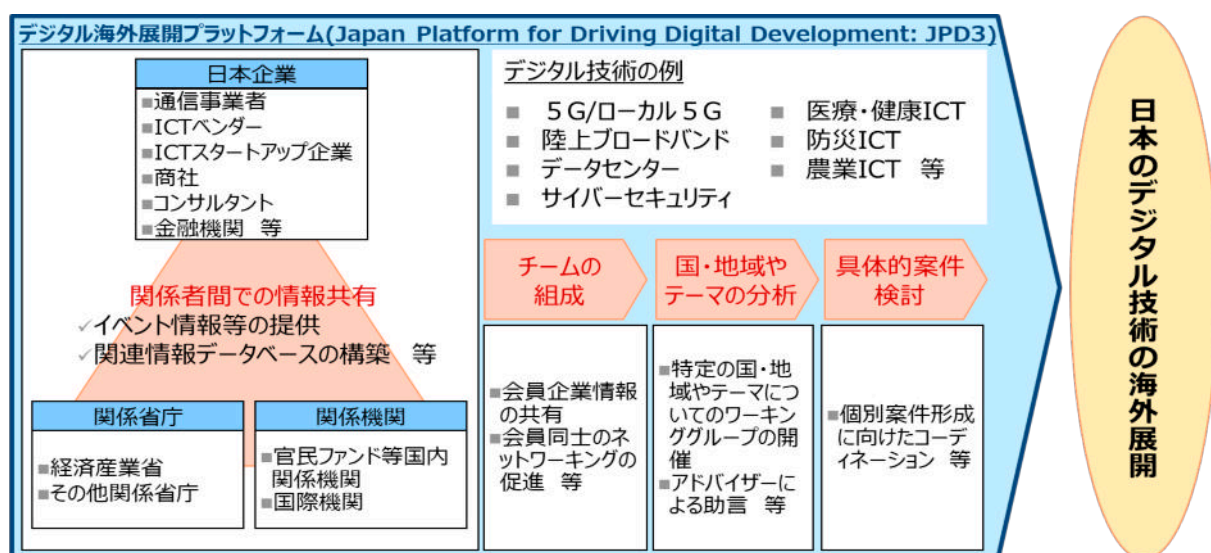
世界的な課題解決の推進を目的に、デジタルインフラなどの海外展開支援などを推進している。

1 総務省における海外展開支援ツール

総務省では、我が国の質の高いデジタルインフラなどの海外展開について、基礎調査から実証事業までのそれぞれのフェーズに応じた支援を通じ、各国の事情・課題を踏まえた取組を実施している。

また、2021年（令和3年）2月には、総務省主導で日本のICT海外展開を支援するための官民連携の枠組である「デジタル海外展開プラットフォーム」を設立した（図表5-8-2-1）。この枠組には、2023年（令和5年）1月現在、我が国のICT企業などを中心に100を超える会員や関係省庁・機関などが参加し、データベースによる世界各国・地域（51カ国・1機関）に関する情報共有、ワークショップの開催、チーム組成や具体的プロジェクトの検討を進めている。

図表5-8-2-1 デジタル海外展開プラットフォーム

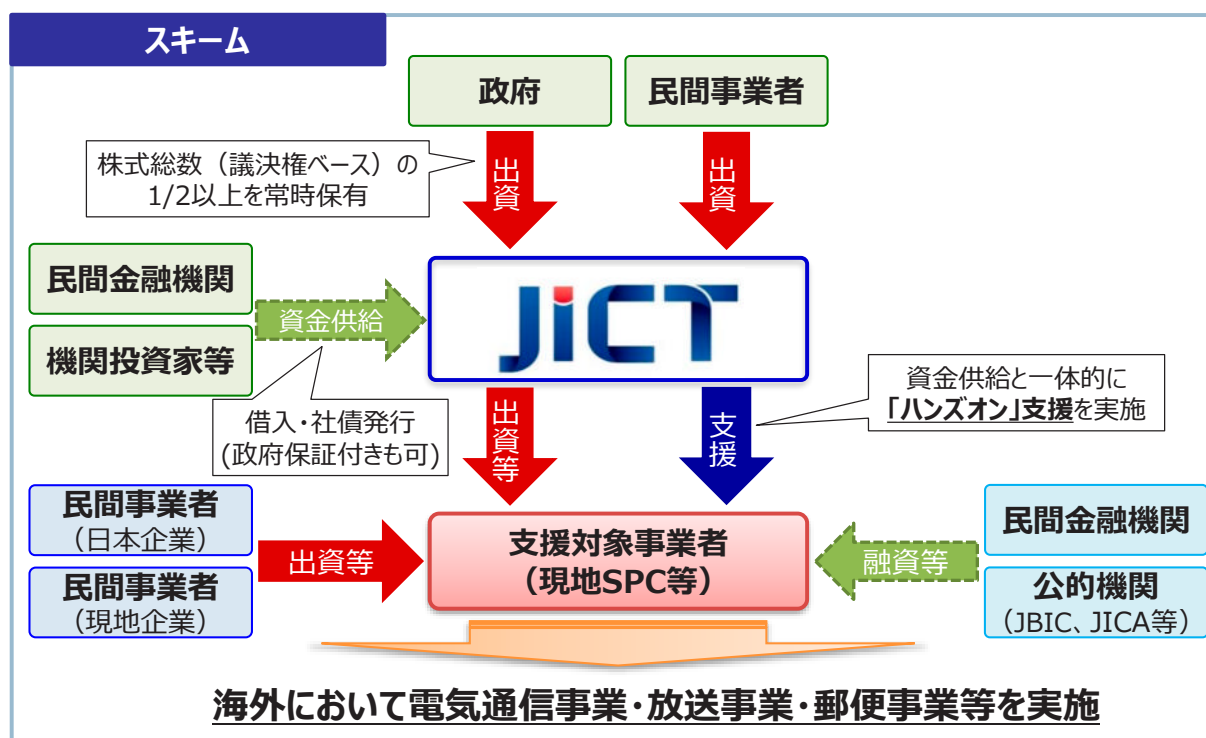


2 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）

総務省所管の官民ファンドである株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）では、海外において通信・放送・郵便事業を行う者やそれを支援する者に対して投資やハンズオンなどの支援（図表5-8-2-2）を実施しており、2023年（令和5年）3月末現在、累計約1,029億円の出融資について支援決定済みである。

また、近年のICTの発展やニーズ、世界各国の政策動向などを踏まえ、2022年（令和4年）2月にJICTの支援基準を改正し（令和4年総務省告示第34号）、JICTによるハードインフラ整備を伴わない事業（ICTサービス事業）に対する支援やファンドへのLP出資が可能となったことで、大企業のみならず中堅・中小・地方企業に対しても海外展開支援をしやすい体制が整い、2022年度（令和4年度）には5件の新規支援決定を行った。

図表 5-8-2-2 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）を通じた支援



3 分野ごとの海外展開に向けた取組

ア 基幹通信インフラ

モバイル通信網については、2021年（令和3年）、エチオピア政府から、同国の携帯電話事業について我が国企業を含む国際コンソーシアムへライセンスの付与が承認され、2022年（令和4年）10月に商用通信サービスを開始した。これを契機として、同国及びアフリカ地域へのデジタルソリューションの展開を推進する予定である（図表5-8-2-3）。

光海底ケーブルについては、JICTを通じて東南アジアを中心とした地域における光海底ケーブル事業（総事業費約400百万米ドルのうち最大78百万米ドルの出資等を支援決定）を支援しているほか、2020年（令和2年）8月にインドのモディ首相から発表されたインド洋における光海底ケーブル敷設計画について、2021年（令和3年）9月から同地域のプロジェクトに我が国企業が参画している。さらに、通信環境が比較的整っていない太平洋島嶼国の通信環境の改善についても、有志国や関係省庁・機関とも連携し取り組んでいる。

5G/ローカル5Gについては、国際場裡で安心・安全な5Gネットワークの重要性が議論される中で、オープンでセキュアなネットワークを実現する技術として注目される「Open RAN」やそれを活用したシステムの海外展開に取り組んでいる。例えば、2021年度（令和3年度）から、タイ及びチリで、現地通信キャリアと共働でOpen RAN準拠の5G無線設備を活用したローカル5Gネットワークの構築及びローカル5Gアプリケーションの実証実験を通じて海外展開可能性の検証を行っている。2022年度（令和4年度）からは、英国においてOpen RANに関する試験環境整備や、RAN機器におけるO-RANアライアンスが定めるインターフェース仕様への適合性の確認試験等を実施し、またベトナム・フィリピンにおいてはOpen RAN展開可能性について調査を行っている。

データセンターについては、2021年（令和3年）3月から、ウズベキスタンにおいて、同国の

通信環境の改善に向け、データセンターなどの通信インフラ整備に係るプロジェクトに我が国企業が参画しているほか、JICTを通じてインドにおけるデータセンターの整備・運営事業（2022年（令和4年）10月に最大86百万米ドルの出資等を支援決定）を支援している。

地上デジタル放送日本方式については、中南米を中心に、日本を含む20か国が同方式を採用しており、2022年（令和4年）10月にはボツワナにおいて、海外での採用国として初めて全土でアナログ放送停波が完了し、2023年（令和5年）1月にはコスタリカにおいても全土でアナログ放送停波が完了した。今後も引き続きデジタル放送への円滑な移行にかかる支援を実施していく。

イ デジタル技術の利活用モデル

医療分野における利活用については、中南米地域を中心にスマートフォンによる遠隔医療システムを受注するとともに、2020年度（令和2年度）からは東南・南西アジア諸国への高精細映像技術を活用した内視鏡及び医療AIによる診断支援システムの普及展開に向け、現地病院における実証も通じて検討を進めており、2022年度（令和4年度）にはベトナムにおいて調査実証を実施した。

電波システムについては、GPSなどの測位衛星を利用した航空機の進入着陸システムである地上型衛星航法補強システム（GBAS）について、タイで実証実験を行う準備を進めている。このような取組を通じて、我が国の技術優位性などについて各国と認識を共有し、我が国の周波数利用効率の高い無線技術の国際的な利用の促進と周波数の国際的な協調利用を図っている。

図表 5-8-2-3 ICT 海外展開の具体的な事例

具体的な事例

デジタルインフラ

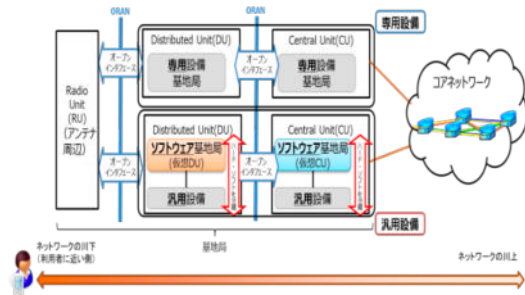
光海底ケーブル

- 大手3社中1社が日本企業。
- 日米豪連携で、米国とシンガポール間の海底ケーブル（本線）からパラオへ接続。日本企業が受注



Open RANをはじめとした5G

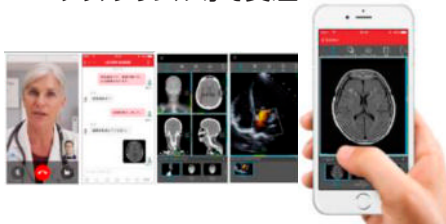
- オープンでセキュアなネットワークを実現する Open RAN対応機器を展開
- アジアや南米といった途上国を中心に実証



デジタルの活用

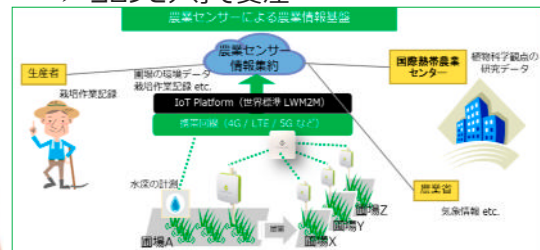
遠隔医療にICTを活用

- 病気の早期発見・予防医療等を実現するモバイルやクラウド技術等を活用した医療ICTの実証を実施
- チリ、ブラジル等で受注



農業の改善をICTを活用

- 農作業効率化を促進するICT利活用モデルの実証を中南米、アフリカを中心に実施
- コロンビア等で受注



ウ 放送コンテンツ

我が国の放送事業者等が、地方自治体等と連携し日本の魅力を発信する放送コンテンツを制作して海外の放送局等を通じて発信する取組や、国際見本市を通じた放送コンテンツの海外展開を継続的に支援してきており、地域製品の販路開拓などの経済波及効果や日本の魅力の浸透など、様々な効果が生まれている。令和5年度からは、海外に対して日本の放送コンテンツの情報を発信する共通基盤の整備等に着手しており、放送コンテンツ関連海外売上高を令和7年度までに1.5倍（対2020年度（令和2年度）比）に増加させることを目標に、引き続き放送コンテンツの海外展開の推進及びそれを通じたソフトパワーの強化を図っていく。

エ その他

(ア) 消防分野

2018年（平成30年）10月8日にベトナムとの間で「日本国総務省とベトナム社会主義共和国公安省との消防分野における協力覚書」を締結して以来、予防政策や消防用機器等の基準等についての意見交換等を行うことで、日本の消防用機器等の品質の高さをPRしてきた。また、令和5年2月には火災予防技術に関する基礎研修を実施したところである。引き続き、ベトナムをはじめ幅広く東南アジア諸国等に対し働き掛けていくことで、日本の規格に適合する消防用機器等の海外展開を推進していく。

(イ) 郵便分野

アジア、東欧などの主に新興国・途上国を対象に、郵便業務の効率化・近代化に関する機会及び課題を特定し、その解決などに資する我が国の知見や経験を共有するアプローチを通じて、官民一体となって国際協力及び海外展開の取組を推進している。これまで、ベトナム郵便やスロベニア郵便を対象に、業務効率化のためのコンサルティングの実施や区分機などの受注を実現してきており、これらの取組に加えて、ICTの活用を通じて郵便事業体におけるビジネス機会の拡大を図るような取組も新たに進めている。

(ウ) 行政相談・統計分野

行政相談分野では、各国の公的オンブズマンとの連携・協力などが行われており、ベトナム、ウズベキスタン、イラン、タイの4か国とは、行政苦情救済に係る協力の覚書をそれぞれ締結している。これに基づき、例えば、ベトナムから研修生を計約280人受け入れるなどの取組が実施されてきた。

統計分野では、信頼性の高い電子政府・統計システムの構築に関する知見を活かして、政府のデジタル化支援を推進しており、例えば、ベトナムでは、中央省・地方省間の情報連携用システム構築を支援した。

3 デジタル経済に関する国際的なルール形成などへの貢献

1 信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）

DFFT（Data Free Flow with Trust（信頼性のある自由なデータ流通））については、DFFTを促進する協力のためのG7アクションプランが2022年（令和4年）5月に開催されたG7デジタル大臣会合で策定され、同年6月に開催されたG7サミットで承認された。また、同年9月に開催されたG20デジタル大臣会合でも、DFFTに関する議論が行われた。

これらを踏まえ、総務省では、G7・G20、OECD、二国間協議などの場を活用し、DFFTの具体的推進のためのルール形成に向けた国際的議論に積極的に参画している。

2 サイバー空間の国際的なルールに関する議論への対応

ア サイバー空間の国際ルールづくり

総務省では、サイバー空間の国際的なルールづくりに関し、①民主主義を支えるだけでなく、イノベーションの源泉として経済成長のエンジンとなる情報の自由な流通に最大限配慮すること、②サイバーセキュリティを十分に確保するためには、実際にインターネットを利用し、ネットワークを管理している民間企業や学术界、住民社会などあらゆる関係者の参画（マルチステークホルダーの枠組）が不可欠であることの2点を重視していることを踏まえ、インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話（日米IED）及び日EU・ICT戦略ワークショップなど二国間対話において関連の議題を取り上げ、同志国との連携を強化することに加えて、2022年（令和4年）4月には、コアメンバー国（日本、米国、オーストラリア、カナダ、EU、英国）及び有志国において、「未来のインターネットに関する宣言」を立ち上げるなど、多国間会合における議論にも積極的に参加している。

イ サイバーセキュリティに関する二国間・多国間対話

サイバーセキュリティに関する二国間の政府の議論については、日インド間で2022年（令和4年）6月に第4回「日・インド・サイバー協議」、日仏間で同年7月に第6回「日仏サイバー協議」、日英間で2023年（令和5年）2月に第7回「日英サイバー協議」が開催され、情勢認識、両国における取組、国際場裡における協力、能力構築支援などについて議論を行うなど、各国との連携強化を進めている。

サイバーセキュリティに関する多国間の議論については、日ASEANサイバーセキュリティ政策会議などにおいて、各国の取組状況やASEAN地域に対する能力構築支援の状況などに関する意見・情報交換が行われている。また、日米豪印4か国のいわゆるクアッドの取組の下で、サイバーセキュリティに関する協力について合意されており、政府一体となって同志国との連携強化に向けた議論が行われ、2022年（令和4年）5月の首脳会合共同声明にて「日米豪印サイバーセキュリティ・パートナーシップ：共同原則^{*1}」が公表された。

3 ICT分野における貿易自由化の推進

世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）を中心とする多角的自由貿易体制を補完し、二国間の経済連携を推進するとの観点から、我が国は経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）や自由貿易協定（FTA：Free Trade Agreement）の締結に積極的に取り組んでいる。

具体的には、2018年（平成30年）以降、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11：Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）、日EU経済連携協定（日EU・EPA）、日米デジタル貿易協定、日英包括的経済連携協定（日英EPA）、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定について議論し、署名・発効に至ったほか、現在も日中韓FTAなどの交渉を継続して行っている。なお、いずれのEPA交渉においても、電気通信分野については、WTO水準以上の自由化約束を達成すべく、外資規制の撤廃・緩和などの要求を行うほか、相互接続ルールなどの競争促進的な規律の整備に係る交渉や、締結国間での協力に関する協議も行っている。

4 戦略的国際標準化の推進

情報通信分野の国際標準化は、規格の共通化を図ることで世界的な市場の創出につながる重要な政策課題であり、国際標準の策定において戦略的にイニシアティブを確保することが、国際競争力強化の観点において極めて重要であることから、国際標準化活動を戦略的に推進している。

具体的には、デジュール標準^{*2}に加えフォーラム標準^{*3}に関する動向調査、国際標準化人材の育成、標準化活動の重要性について理解を深める取組などを実施するとともに、国際標準の獲得を目指したEU、米国、ドイツとの共同研究や、社会実装への期待が大きい分野（ワイヤレス工場など）に係る研究開発や実証実験などを実施している。

*1 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100347891.pdf>

*2 国際電気通信連合（ITU：International Telecommunication Union）などの公的な国際標準化機関によって策定された標準

*3 複数の企業や大学などが集まり、これらの関係者間の合意により策定された標準

4 デジタル分野の経済安全保障

総務省では、5Gなどの通信分野の経済安全保障上の重要性に鑑み、通信をはじめとするデジタル分野において、例えば、2021年（令和3年）4月の日米首脳会談を契機として立ち上げられた「グローバル・デジタル連結性パートナーシップ」（GDCCP：Global Digital Connectivity Partnership）や2022年（令和4年）5月の日米豪印（クアッド）首脳会合の機会に署名された「5Gサプライヤ多様化及びOpen RANに関する協力覚書」などを踏まえて、米国をはじめとした同志国と連携しながら、グローバルなデジタルインフラの安全性・信頼性確保に向けた取組を進めているところである。

また、2022年（令和4年）に成立した経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律により創設された4つの制度のうち、「特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度」においては、同制度による規制の対象となり得る事業として、電気通信事業、放送事業及び郵便事業が列挙されており、同制度の施行に向けて下位法令の整備を含む準備を進めているところである。

5 多国間の枠組における国際連携

総務省では、G7/G20、APEC、APT、ASEAN、ITU、国際連合、WTO、OECDなどの多国間の枠組で政策協議を行い、情報の自由な流通の促進、安心・安全なサイバー空間の実現、質の高いICTインフラの整備、国連持続可能な開発目標（SDGs）の実現への貢献などのICT分野に関する国際連携の取組を積極的にリードしている。

1 G7・G20

社会経済活動のグローバル化・デジタル化により国境を越えた情報流通やビジネス・サービスが進展する中で、我が国が議長国を務めた2016年（平成28年）4月のG7香川・高松情報通信大臣会合が発端となり、G7の枠組でもデジタル経済の発展に向けた政策などについて活発な議論が行われている。

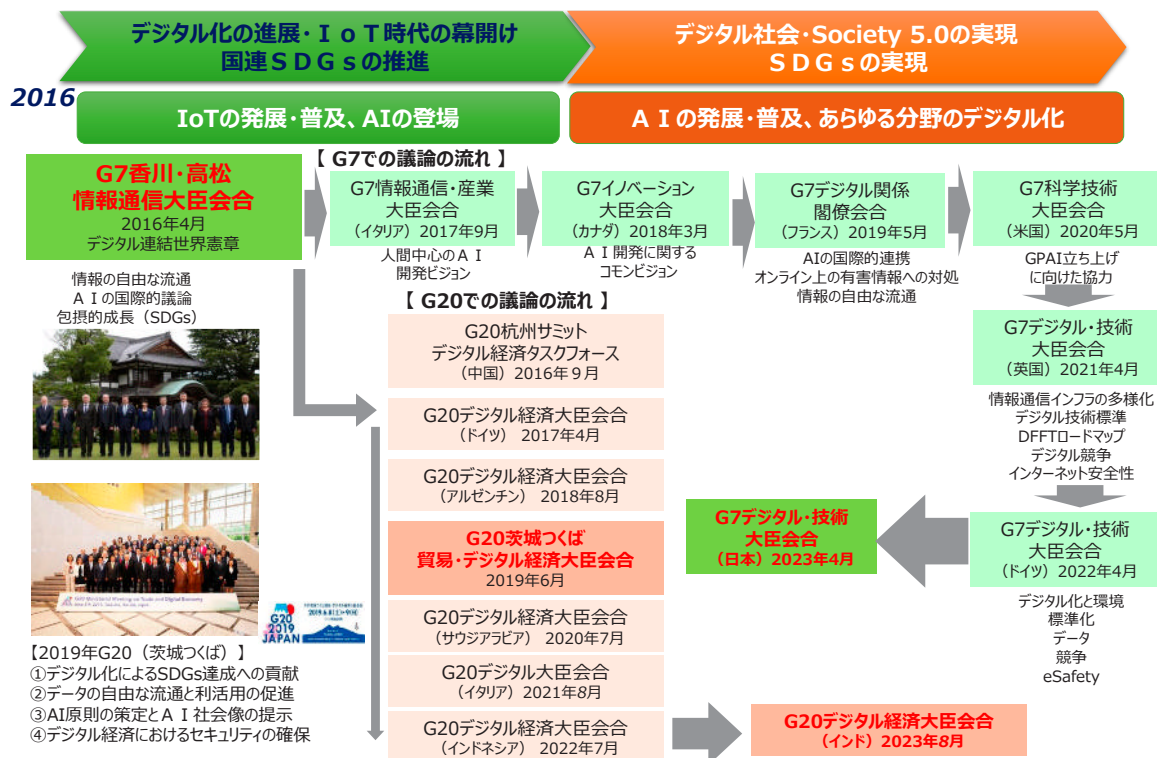
また、中国、インドなどを含むG20の枠組でも、デジタル経済に関する議論が継続的に行われるようになってきている。具体的には、2019年（令和元年）6月、総務省、外務省、経済産業省が、茨城県つくば市において「G20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合」を開催し、AIについて、G20ではじめて「人間中心」の考えを踏まえたAI原則に合意し、G20大阪サミットでは首脳レベルでも合意された。また、信頼性のあるデータの自由な流通の促進（DFFT）の理念についても首脳レベルで支持され、2020年（令和2年）G20デジタル経済大臣会合（サウジアラビア）で重要性を再確認された。

さらに、2022年（令和4年）5月には、G7デジタル大臣会合（ドイツ）が開催され、インターネットの遮断やネットワーク制限を含む、デジタル時代における民主主義的価値を損なう可能性のある措置への反対を表明するとともに、DFFT促進のためのアクションプランを策定し、アクションプラン内で①証拠基盤の強化、②将来の相互運用性促進のための共通性の構築、③規制協力の継続、④デジタル貿易の文脈におけるDFFTの促進、⑤国際データスペースの展望に関する知識の共有の5分野での行動に共同でコミットすることが提案され、同年6月のG7サミットで承認され

た。

2023年（令和5年）には我が国がG7の議長国を務め、同年4月のG7群馬高崎・デジタル技術大臣会合においては、①「越境データ流通及び信頼性あるデータの自由な流通の促進」、②「安全で強靱なデジタルインフラ構築」、③「自由でオープンなインターネットの維持・推進」、④「経済社会のイノベーションと新興技術の推進」、⑤「責任あるAIとAIガバナンスの推進」、⑥「デジタル市場における競争政策」の6テーマに関して議論を行った。その成果として、5つの附属書を含む「G7群馬高崎デジタル・技術閣僚宣言」が採択されるなど、DFFTの促進をはじめとしたデジタル経済に関するルールづくりに向けた国際的議論に貢献した^{*4}（図表5-8-5-1）。

図表 5-8-5-1 G7/G20における情報通信・デジタルの議論の経緯（概要）



2 アジア太平洋経済協力（APEC）

アジア太平洋経済協力（APEC：Asia－Pacific Economic Cooperation）は、アジア・太平洋地域の持続可能な発展を目的とし、域内の主要国・地域が参加する国際会議である。電気通信分野に関する議論は、電気通信・情報作業部会（TEL：Telecommunications and Information Working Group）及び電気通信・情報産業大臣会合（TELMIN：Ministerial Meeting on Telecommunications and Information Industry）を中心に行われている。

2021年（令和3年）のAPEC首脳会議で「アオテアロア行動計画」が採択されたことに伴い、TELでは、現在、同行動計画の中で経済的推進力の一つとして掲げられている「イノベーションとデジタル化」の分野について実施促進のための検討を進めている。

総務省も、年2回開催されるTELにおける議論への参加、デジタル政府に関するプロジェクトの推進や我が国におけるICT政策の周知などの活動を通じ、TELの運営に積極的に貢献している。

^{*4} 2023年4月に行われたG7群馬高崎デジタル・技術大臣会合の概要・結果については、政策フォーカス「G7群馬高崎デジタル・技術大臣会合」を参照。

3 アジア・太平洋電気通信共同体（APT）

アジア・太平洋電気通信共同体（APT：Asia-Pacific Telecommunity）は、1979年（昭和54年）に設立されたアジア・太平洋地域における情報通信分野の国際機関で、同地域における電気通信や情報基盤の均衡した発展を目的として、研修やセミナーを通じた人材育成、標準化や無線通信などの地域的政策調整などを行っており、現在、我が国の近藤勝則氏（総務省出身）が事務局長を務めている。

総務省では、APTへの拠出金を通じて、ブロードバンドや無線通信など我が国が強みを有するICT分野で研修生の受け入れ、ICT技術者／研究者交流などの活動を支援している。2022年度（令和4年度）は、8件の研修、4件の国際共同研究及び2件のパイロットプロジェクトの実施を支援した。

4 東南アジア諸国連合（ASEAN）

東南アジア諸国連合（ASEAN：Association of South - East Asian Nations）は、東南アジア10か国からなる地域協力機構であり、経済成長、社会・文化的発展の促進、政治・経済的安定の確保、域内諸問題に関する協力を主な目的としており、「ASEANデジタル大臣会合（ADGMIN）」においてデジタル分野における政策が協議されている。

ア 「ASEANデジタルマスタープラン2025」における目標達成への貢献

2021年（令和3年）1月に策定された「ASEANデジタルマスタープラン2025」の目標達成に向けて、我が国は様々な協力を実施している。具体的には、我が国拠出金により設立された日ASEAN情報通信技術（ICT）基金などを活用しASEAN各国と共同プロジェクトを実施しており、2022年度（令和4年度）は、ASEAN地域における災害関連のデータ情報交換の標準の確立に向けた取組を実施している。

イ サイバーセキュリティ分野における協力体制の強化

現在、日ASEANサイバーセキュリティ能力構築センター（AJCCBC：ASEAN Japan Cybersecurity Capacity Building Centre）^{*5}で、ASEAN各国の政府機関及び重要インフラ事業者のサイバーセキュリティ担当者を対象として、実践的サイバー防御演習（CYDER）をはじめとするサイバーセキュリティ演習などをオンライン形式又は実地形式にて継続的に実施している。また、2022年（令和4年）10月からの演習では対面演習を再開し、当初の目標である4年間で700人を越える受講生を輩出した。2018年（平成30年）より約4年間実施してきた本活動はASEANからも認められ、2023年（令和5年）から2026年（令和8年）まで新たな演習コンテンツを追加しながら活動が継続される予定となっている。

また、総務省では、ASEAN各国のISP事業者を対象とした日ASEAN情報セキュリティワークショップを定期的に開催するなど、関係者間の情報共有の促進及び連携体制の構築・強化を図っている。2023年（令和5年）1月に、3年ぶりとなる対面会合を実施するとともに、日本のサイバーセキュリティ製品・サービスの展示会を併せて実施した。

^{*5} AJCCBC： <https://www.ajccbc.org/index.html>

ウ 日ASEAN50周年

2023年（令和5年）は、日本ASEAN友好協力50周年を迎える重要な節目の年であり、日ASEAN関係の更なる強化が求められると同時に、我が国のデジタル技術のASEAN地域への一層の展開を図る好機でもある。2023年（令和5年）12月16日から18日の日程で東京での開催を予定している日ASEAN友好協力50周年特別首脳会議を見据え、日ASEANデジタル大臣会合（2023年2月、フィリピン）にて承認された「日ASEANデジタルワークプラン2023」等を踏まえ、日ASEAN ICT基金の活用等により、ASEAN地域のデジタル政策の目標と整合的な形で支援を行いながら、日ASEAN関係やASEAN諸国との二国間関係の深化に貢献する。

5 国際電気通信連合（ITU）

国際電気通信連合（ITU：International Telecommunication Union（本部：スイス（ジュネーブ）。193の国と地域が加盟））は、国際連合（UN）の専門機関の一つで、電気通信の改善と合理的利用のため国際協力を増進し、電気通信業務の能率増進、利用増大と普及のため、技術的手段の発達と能率的運用を促進することを目的とし、次の3部門からなり、周波数の分配、電気通信技術の標準化及び開発途上国における電気通信分野の開発支援などの活動を行っている（図表5-8-5-2）。

- ① 無線通信部門（ITU-R：ITU Radiocommunication Sector）
- ② 電気通信標準化部門（ITU-T：ITU Telecommunication Standardization Sector）
- ③ 電気通信開発部門（ITU-D：ITU Telecommunication Development Sector）

2022年（令和4年）9月に全権委員会において選挙が実施され、我が国の尾上誠蔵氏（元日本電信電話株式会社CSSO：Chief Standardization Strategy Officer）が電気通信標準化局長として選出され、2023年（令和5年）1月に就任している（任期は1期間4年、最大2期まで可能）。

図表 5-8-5-2 国際電気通信連合（ITU）の組織



ア ITU-Rにおける取組

ITU-Rでは、あらゆる無線通信業務による無線周波数の合理的・効率的・経済的かつ公正な利用を確保するため、周波数の使用に関する研究を行い、無線通信に関する標準を策定するなどの活動を行っている。その中でも、各研究委員会（SG：Study Group）から提出される勧告案の承認、

次期研究会期における課題や体制などの審議などを目的とする無線通信総会（RA：Radiocommunication Assembly）及び国際的な周波数分配などを規定する無線通信規則の改正を目的とする世界無線通信会議（WRC：World Radiocommunication Conferences）は、3～4年に一度開催されるITU-R最大級の会合であり、総務省も積極的に議論に貢献してきた。

イ ITU-Tにおける取組

ITU-Tでは、通信ネットワークの技術、運用方法に関する国際標準や、その策定に必要な技術的な検討を行っている。

ITU-Tの最高意思決定会合として、4年に一度世界電気通信標準化総会（WTSA：World Telecommunication Standardization Assembly）が開催されており、今回は2024年（令和6年）10月から12月の間に開催される予定である。WTSAの決議やITU-Tの各研究委員会（SG）の標準化活動等に対し助言を行う役割等を担っている電気通信標準化諮問委員会（TSAG：Telecommunication Standardization Advisory Group）では、今会期の初回会合が2022年12月に開催され、前会期の議論で特定したデータ指標を分析することでITU-Tの再構築の可能性について議論するためのプロジェクトプランが作成・合意された。

また、ITUメンバー外でも参加が可能なフォーカスグループ（FG）の活動として、2022年度（令和4年度）にはFG-MV（メタバース）が設置されるなど、新たな検討が開始されている。

ウ ITU-Dにおける取組

ITU-Dでは、途上国における情報通信分野の開発支援を行っている。

ITU-Dの最高意思決定会議として、4年に一度世界電気通信開発会議（WTDC：World Telecommunication Development Conference）が開催されている。直近では2022年（令和4年）6月にルワンダのキガリでWTDC-22が開催された^{*6}。今研究会期（2022年（令和4年）～2025年（令和7年））では、WTDC-22で採択された戦略目標及び行動計画などに基づき、ICT開発支援プロジェクトの実施、ICT人材育成などの活動を推進している。個別プロジェクトとしては、ITUと総務省が協力して、デジタルインフラのレジリエンスの強化等を図るため、Connect2Recoverイニシアティブを2022年（令和4年）から継続して実施している^{*7}。

6 国際連合

ア 国連総会第二委員会・経済社会理事会（ECOSOC）

経済と金融を扱っている国連総会第二委員会では、経済社会理事会（ECOSOC：Economic and Social Council）に設置されている「開発のための科学技術委員会」（CSTD：Commission on Science and Technology for Development）を中心に包摂的なデジタル社会に向けたグローバルなデジタル協力の推進、インターネットの公共性などの論点を中心に議論されており、我が国は毎年開催されるCSTD年次会合への参加などを通じ、インターネットガバナンスをはじめとした情報通信分野に関する国際的な議論の推進に貢献している。

^{*6} COVID-19の世界的な蔓延により当初2021年の開催予定であったが、1年遅らせての開催となった。

^{*7} 当初はインターネット接続率の低いアフリカ地域を支援対象としていたが、プロジェクトを支援する国も増加し、アジア太平洋島しょ国、中南米、欧州と全世界を支援対象とするプロジェクトに拡大している。

イ インターネット・ガバナンス・フォーラム (IGF)

インターネット・ガバナンス・フォーラム (IGF: Internet Governance Forum) は、インターネットに関する様々な公共政策課題について対話を行うための国際的なフォーラムである。

2022年(令和4年)11、12月には、エチオピアで第17回会合が開催され、我が国はインターネット・シャットダウンに関するオープンフォーラムを主催したほか、閉幕セッションに、松本総務大臣がビデオレター形式で登壇し、自由で開かれた安全で分断のないインターネットの維持・発展に向けて、2023年(令和5年)にIGFを京都市で開催することを発信するなど、同会合への積極的な貢献を果たした。

7 世界貿易機関 (WTO)

電気通信分野については、2001年(平成13年)から始まったドーハ・ラウンド交渉の停滞に伴い、1997年(平成9年)に合意した基本電気通信交渉以降の進捗は見られない状況にある。一方、昨今のインターネット上のデータ流通を取り扱う電子商取引分野への注目の高まりを踏まえ、WTOにおける有志国の取組として、2019年(平成31年)より電子商取引交渉が正式に開始され、我が国は、オーストラリア及びシンガポールとともに共同議長国として議論を主導している。

8 経済協力開発機構 (OECD)

経済協力開発機構 (OECD: Organisation for Economic Co-operation and Development) のデジタル経済政策委員会 (CDEP: Committee on Digital Economy Policy) では、ICT分野について先導的な議論が行われており、総務省は、OECD事務局への人材や財政面の支援を行うほか、CDEP議長(2020年(令和2年)1月～)や、作業部会副議長を総務省職員から輩出するなど、OECDにおける政策議論に積極的に貢献している。

CDEPは、2016年(平成28年)からAIに関する取組を進めており、AIに携わる者が共有すべき原則や政府が取り組むべき事項などを示し、AIに関する初の政府間の合意文書となる「AIに関する理事会勧告」を2019年(令和元年)5月に採択・公表した。その後も、AIに関するオンラインプラットフォーム「AI政策に関するオブザーバトリー (OECD.AI)」の立ち上げ(2020年(令和2年)1月)や、AIガバナンス作業部会 (AIGO) の設置(2022年(令和4年)5月)など、積極的な取組を進めている。

2022年(令和4年)12月には、スペイン・グランカナリアでデジタル経済に関する閣僚会合が開催され、DFFTや信頼できるAI、次世代インフラ開発に向けた課題認識や方向性を取りまとめた「信頼性のある、持続可能で、包摂的なデジタルの未来」に関する閣僚宣言を採択した。

2023年(令和5年)3月には、フランス・パリで総務省とOECDの共催で第4回OECDデジタルセキュリティ・グローバルフォーラム (OECD Global Forum on Digital Security for Prosperity) が開催され、IoT製品のデジタルセキュリティ、AIのデジタルセキュリティ及び政策立案者と技術者の交流という3つのテーマを柱に、パネルディスカッションが行われた^{*8}。

9 GPAI

GPAI (Global Partnership on Artificial Intelligence) は、人間中心の考え方に立ち、「責任

^{*8} <https://www.oecd.org/digital/global-forum-digital-security/>

あるAI」の開発・利用を実現するため設立された国際的な官民連携組織である。2019年（令和元年）ビアリッツサミット（フランス）においてGPAIの立ち上げが提唱され、2020年（令和2年）5月のG7科学技術大臣会合において立ち上げに関するG7の協力に合意した後、同年6月に創設された。

2022年（令和4年）11月、創設以来3回目の年次総会としてGPAIサミット2022を開催し、同月から我が国が議長国を務めている。閣僚理事会において、議長国である日本のイニシアティブによりGPAIサミットでは初となる閣僚宣言が採択され、人間中心の価値に基づくAIの利用促進、AIの違法かつ無責任な使用への反対、持続可能で強靱かつ平和な社会への貢献等について各国で合意した。

10 ICANN

インターネットの利用に必要不可欠なIPアドレスやドメイン名というインターネット資源については、重複割当ての防止など全世界的な管理・調整を適切に行うことが重要である。現在、インターネット資源の国際的な管理・調整は、1998年（平成10年）に非営利法人として発足したICANN（Internet Corporation for Assigned Names and Numbers）が行っており、IPアドレスの割当てやドメイン名の調整のほか、ルートサーバー・システムの運用・展開のための調整やこれらの業務に関連する方針等の策定を行っている。

総務省は、ICANNの政府諮問委員会（各国政府の代表者などから構成）の日本代表として、その活動に積極的に貢献している。例えば、DNSの不正利用については、ICANN第70回から第77回までの会合において、ICANNの中の他の組織と連携した対応策の検討やICANNとレジストラの間で締結する契約の条項の改定に向けた提案等を行っている。

6 二国間関係における国際連携

1 米国との政策協力

2021年（令和3年）4月16日の日米首脳会談後に発出された「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」^{*9}を踏まえ、安全な連結性及び活力あるデジタル経済を促進するため、同年5月、「グローバル・デジタル連結性パートナーシップ（GDCP）」^{*10}を立ち上げた（図表5-8-6-1）。GDCPの立上げに伴い、「インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話（日米IED）」は新たにGDCPの推進枠組みとして位置付けられている。

その後、2022年（令和4年）5月23日に行われた岸田内閣総理大臣とバイデン米国大統領との間での日米首脳会談の成果文書の一部として、「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」のファクトシートが公表され、オープンな無線アクセスネットワーク（Open RAN）やサイバーセキュリティに係る具体的協力等を確認した。

第13回日米IEDの政府間会合及び官民会合は、2023年（令和5年）3月6日及び7日に、対面とオンラインのハイブリッドで開催された。同会合では、5G及びBeyond 5G（6G）、越境プライバシールール（CBPR）、信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）、国際場裡における協力、今後の日米協力など幅広い議題について議論し、会合の成果文書として「第13回インターネットエ

*9 https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/na1/us/page1_000951.html

*10 https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin08_02000119.html

コノミーに関する日米政策協力対話に係る共同声明」を公表^{*11}した。同成果文書において、日米IEDを「デジタルエコノミーに関する日米対話」と改称することに合意した。

また、2023年（令和5年）4月にも第5回GDCCP専門家レベル作業部会が実施され、上記会合の結果も踏まえ、日米の第三国連携の更なる推進等について意見交換を行った。

図表 5-8-6-1 グローバル・デジタル連結性パートナーシップ（GDCCP）

GDCCPのコンセプト

GDCCPは、日米で協力してグローバルに安全な連結性や活力あるデジタル経済を促進することを目的とし、①第三国連携を中心に、②多国間連携、③グローバルを視野に入れた二国間連携（特に5G、Beyond 5G）を推進していく。

第三国連携	第三国向けのICTインフラ展開や人材育成に係る協力等（対象地域はインド太平洋を中心としつつ他の地域を含む）
多国間連携	ITU、G7/G20、OECD、APEC等のマルチの枠組みにおけるさうなる協力
二国間連携	5G、Beyond5G(6G)に係る研究開発環境への投資等

2 欧州との協力

ア 欧州連合（EU）との協力

総務省は、欧州委員会通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局との間で、ICT政策に関する情報交換・意見交換の場として「日EU・ICT政策対話」（直近は2023年（令和5年）2月の第28回会合）を、デジタル分野における官民の連携・協力を推進するため「日EU・ICT戦略ワークショップ」（直近は2022年（令和4年）4月の第13回会合）をそれぞれ開催している。

第28回日EU・ICT政策対話では、スマートシティ、5G/Beyond 5G（6G）、サイバーセキュリティ、安全で公平なオンライン環境、AIについて議論を行い、特にBeyond 5G（6G）に関しては、Beyond 5Gが実現する社会像やユースケース、目指すべきネットワークの姿等を説明するとともに、最新の取組として新たな研究開発基金の設立やBeyond 5G推進コンソーシアムの活動状況について紹介し、EU側からは、研究開発プロジェクト予算を説明し、今後の連携について意見交換を行った。

また、2022年（令和4年）5月、日本とEUの間に、日EUデジタルパートナーシップが立ち上げられた。日本側はデジタル庁、総務省、経済産業省、EU側は欧州委員会通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局が中心となり、日EUのデジタル分野における共同の優先事項を扱う。

イ 欧州諸国との二国間協力

（ア）英国

総務省は、2022年（令和4年）5月に、デジタル庁、経済産業省とともに、デジタル分野における日英間の共同優先事項に取り組むための枠組みに基づく局長級会合として、英国との間で日英デジタルグループを立ち上げ、同年10月に第1回会合を実施した。さらに、ハイレベルで日英協力を加速していくため、同年12月には日英の関係省庁の大臣級による会合を実施し、前述の局長級会合の上位に大臣級会合を位置付け、日英デジタルパートナーシップとして改めて立ち上げた。引き続き、総務省が日本側の事務局を務めている。

*11 https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin08_02000149.html

(イ) ドイツ

総務省は、日独両国間の情報通信分野における政策面での相互理解を深め、両国間の連携・協力を推進するため、ドイツ連邦共和国・連邦経済デジタル・交通省との間で「日独ICT政策対話」を開催している。2022年（令和4年）3月、Web会議にて開催された第6回会合では、Open RANに係る双方の取組やBeyond 5Gの実現に向けた研究開発の進捗、グローバルデジタルガバナンス、デジタルプラットフォーム政策、データ利活用/AIについて議論を行い、両国間の引き続きの連携を確認したほか、官民会合も設けられ、5G等に関する日独双方の産業界の取組について情報交換を行った。

また、連邦経済気候保護省との間では、2022年度（令和4年度）から共同で5G高度化の研究開発協力が進められている。

(ウ) フランス

総務省は、フランス共和国・経済財務復興省^{*12}との間で、ICT分野での重要テーマに関する最新の取組について情報共有を図るため、日仏ICT政策協議を開催しており、直近は2021年（令和3年）6月に第21回会合を開催した。

3 アジア・太平洋諸国との協力

総務省では、アジア・太平洋諸国の情報通信担当省庁などとの間で、通信インフラ整備やICTの利活用などのICT分野に関する協力を行っている。

ア インド

2022年（令和4年）5月、総務省とインド通信省との間で、オンラインにより、第7回日印合同作業部会を開催し、5G/Beyond 5G、Open RANなどのICT分野における取組状況を共有するとともに、今後の日印間協力について意見交換を行った。

イ 東南アジア諸国

ベトナムとは、2018年（平成30年）から日ベトナムICT共同作業部会を開催しており、2022年（令和4年）12月に開催した第6回作業部会では、デジタル・トランスフォーメーション、5G、郵便に関する情報共有・意見交換を実施し、今後の日越間協力の強化を確認した。

フィリピンとは、2023年（令和5年）2月にフィリピン情報通信技術省とICT分野の協力に関する覚書に署名し、両国間の情報通信分野（Open RANを含む5Gネットワークの構築支援など）における協力を一層強化していくことに合意した。

ウ オーストラリア

2022年（令和4年）7月の共同声明を受け、「日豪テレコミュニケーション強靱化政策対話」が設置された。日本側は総務省、オーストラリア側は内務省及びインフラ・運輸・地域開発通信・芸術省が参加する枠組であり、Open RANを含む5G、光海底ケーブル、衛星通信と行った情報通信分野における情報共有や議論を定期的に行うとともに、必要に応じて共同プロジェクトの実施を検討し、「自由で開かれたインド太平洋」（FOIP）の実現に向け、インド太平洋地域のデジタル接

^{*12} 2022年に省庁再編が実施され、現在の名称は経済・財務・産業・デジタル主権省となっている。

続性の確保・向上を目指すこととしている。

本政策対話の第1回会合は2023年（令和5年）2月に開催された。会合においては情報通信分野に関する幅広い議題が取り上げられるとともに、日豪両国の民間セクターを交えて官民で情報通信分野における活発な議論を行うべく、本政策対話の下に「トラック1.5会合」を設置することなどについて合意した。

4 中南米諸国との協力

中南米では、2006年（平成18年）にブラジルで日本方式の地上デジタル放送（地デジ）の採用がされた後、14か国で日本方式が採用されており、現在も、各国のアナログ放送の停波に向けた取組を支援するとともに、ペルー、エクアドル等の国々で日本方式の機能の一つである緊急警報放送システム（EWBS：Emergency Warning Broadcast System）の導入支援を行っている。

また、中南米各国に対して5Gのセミナーを行い、特にオープンでセキュアな5Gネットワーク構築の重要性を説明し、本分野で優れた技術を有する日本企業の中南米への展開支援も行っている。

さらに、各国で我が国の優れたICTを活用し社会課題の解決する取組を後押しするため、直近では、コロンビアではカルタヘナ市で、同市が持つ世界文化遺産の保護などを含むスマートシティの実証事業を実施したほか、エクアドルとブラジルでは、IoTデータやAIを活用し、農業生産者の作業を効率化する農業ICTソリューションの実証を実施している。また、チリでは、ローカル5Gを活用した医療ICTソリューションなどの実証を実施している。

5 その他地域との協力

ア アフリカ地域との協力

アフリカ諸国とのICT協力は、ボツワナ（2013年（平成25年）採用、2022年10月完全デジタル化）、アンゴラ（2019年（令和元年））における地上デジタル放送日本方式の採用を端緒として進展してきた。2022年（令和4年）8月にはチュニジアで第8回アフリカ開発会議（TICAD8）が開催され、総務省では、公式サイドイベントとしてデジタル・トランスフォーメーション（DX）に関するオンラインセミナー及び日本企業のPRを目的としたオンライン展示会を開催したほか、会合成果として、日本とアフリカのICT分野における協力などを含む「TICAD8チュニス宣言」が採択された。

また、2019年度（令和元年度）以降、通信インフラ（ケニア、セネガル）、農業ICT（エチオピア、ボツワナ）、医療ICT（エジプト、ガーナ、ケニア、コンゴ民主共和国）、遠隔教育（セネガル）、スマートシティ（エジプト）に関する実証実験などを実施し、アフリカの社会課題解決へ貢献するとともに、日本企業による展開を支援している。

イ 中東地域との協力

総務省では、これまで、サウジアラビアとの協力関係を強化しており、「日・サウジ・ビジョン2030」（2017年（平成29年））及びサウジアラビア通信・情報技術省との間で署名したICT協力に関する協力覚書（2019年（令和元年））に基づき、2018年度（平成30年度）は官民ミッションのサウジアラビア派遣（2019年度（令和元年度）～2020年度（令和2年度）は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため中止）、2022年（令和4年）1月にICT官民ワークショップをオン

ライン開催し、両国企業間の協力関係構築や、日本企業の技術展開支援を行っている。また、2021年度（令和3年度）にVR技術を活用したICT医療、2022年度（令和4年度）に周産期遠隔医療に関する実証実験を実施した。

また、イスラエルとの外交樹立70周年を契機として、2023年（令和5年）4月に、イスラエル通信省との間で電気通信技術及び郵便分野における協力覚書を締結した。